

盛岡市こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施要綱

令和6年4月24日 制定

市長決裁

（目的）

第1 この要綱は、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業（以下「こども誰でも通園制度試行的事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども誰でも通園制度試行的事業 多様な保育促進事業の実施について（平成29年4月17日雇児発0417第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙10に規定するこども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業をいう。
- (2) 教育・保育施設 市の区域内に所在する保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園及び企業主導型保育施設をいう。
- (3) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に規定する保育所をいう。
- (4) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (5) 地域型保育事業所 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設であって、法第34条の15第2項の認可を受けたものをいう。
- (6) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。
- (7) 企業主導型保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に取り組む施設をいう。

（対象児童）

第3 こども誰でも通園制度試行的事業の対象となる児童は、市の区域内に居住し、かつ、教育・保育施設に在籍していない満0歳6ヶ月から満3歳未満までの児童とする。ただし、重篤な疾病などにより、集団生活が困難と市長が判断した児童は除くものとする。

（実施施設）

第4 こども誰でも通園制度試行的事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）は、次表のとおりとする。

名称	所在地
とりょう保育園	盛岡市肴町2番8号

（実施の基準等）

第5 こども誰でも通園制度試行的事業は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36

条の35第1項第3号イの規定に基づき実施するものとする。

- 2 こども誰でも通園制度試行的事業を利用しようとする児童に対する処遇は、この実施要綱に定めるほか実施施設に入所している児童に準じて行う。

(利用定員等)

第6 利用定員は25名までとする。ただし、同一の時間帯にこども誰でも通園制度試行的事業を利用できる児童は、盛岡市保育所管理規則（昭和62年規則第8号。以下「管理規則」という。）第2条に規定する実施施設の定員の範囲内において3名までとする。

- 2 前項の規定において、こども誰でも通園制度試行的事業を利用しようとする児童の申込数が、利用定員を超えた場合、次に掲げる理由のいずれかに該当する児童を優先的に利用させるものとする。

- (1) 児童の保護者が、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子で民法（明治29年法律第89号）第877条第1項の規定により現に児童を扶養している者（以下「扶養義務者」という。）である場合。

- (2) 児童の保護者が、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「生活保護法」という。）第6条第1項に規定する被保護者である場合。

- (3) 児童虐待のおそれがある又は児童の保護者が、配偶者からの暴力等を理由に市の区域内に避難し、当該配偶者と生計を別にしている者である場合。

- (4) 児童若しくは児童の保護者又はきょうだい児が身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（その保護者が交付を受けているときは、本人）のうち、当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が2級以上の者である場合。

- (5) 児童のきょうだい児がこども誰でも通園制度試行的事業を申込み場合若しくは、児童の同居するきょうだい児が満5歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童である場合。

- (6) 児童の保護者の一方又は両方が、就労若しくは疾病を理由に住民基本台帳法（昭和42年法81号）第7条第1項第7号に規定する住所に関わらず、同居していない場合

- (7) その他、市長が特に必要と認めた場合

(実施時間)

第7 こども誰でも通園制度試行的事業を実施する時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することがある。

(実施しない日)

第8 次に掲げる日は、こども誰でも通園制度試行的事業を実施しない日とする。

- (1) 管理規則第5条に規定する休日

- (2) 土曜日

(利用時間)

第9 こども誰でも通園制度試行的事業の利用時間は、1月につき10時間を限度とする。

(実施期間)

第10 こども誰でも通園制度試行的事業の実施期間は、令和6年7月1日から令和7年3月31日までとする。

(利用の申込み等)

第11 こども誰でも通園制度試行的事業を利用しようとする児童の保護者は、こども誰でも通園制度試行的事業利用申込書（以下「利用申込書」という。）及び次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 健康状態等調査票

(2) 児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（世帯の生計を主として維持する者に限る。）の当該年度分の住民税の額を証する書類。ただし、利用申込書において、課税状況についての照会にかかる同意があり、かつ、その課税状況の確認が可能であるときは省略することがある。

(3) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、実施施設と協議の上、こども誰でも通園制度試行的事業の利用の可否を決定し、その結果をこども誰でも通園制度試行的事業利用承認（不承認）通知書により当該申込みをした者に通知するものとする。

(届出等)

第12 第11第2項の規定により、こども誰でも通園制度試行的事業の利用の承認を受け、その旨をこども誰でも通園制度試行的事業利用承認（不承認）通知書（以下「承認通知書」という。）により通知を受けた以後、承認通知書の内容に変更が生じたとき又はこども誰でも通園制度試行的事業の利用を取り消すときは、こども誰でも通園制度試行的事業利用変更（取消）届を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合で必要があると認めたときは承認通知書の内容を変更し、又はこども誰でも通園制度試行的事業の利用の承認を取り消すものとする。これらの場合において、市長は、当該変更し、又は取り消した旨をこども誰でも通園制度試行的事業利用承認変更（取消）通知書により同項の規定による届出をした者に通知するものとする。

(費用の負担)

第13 こども誰でも通園制度試行的事業を利用する児童の保護者は、1時間当たり300円を負担しなければならない。ただし、次に掲げる世帯に係る費用負担額については、各号に規定する額を1時間当たり減額するものとする。

(1) 扶養義務者の申請に基づき、生活保護法による要保護世帯であると市長が認めた世帯 300円

- (2) 保護者及び保護者と同一の世帯に属する者に係る当該年度分の市町村民税が課されない者である世帯 240円
- (3) 保護者及び保護者と同一の世帯に属する者に係る当該年度分の市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満である世帯 210円
- (4) 法第6条の3第5項に規定する要支援児童又は同条第8項に規定する要保護児童のいる世帯など、要保護児童対策地域協議会に登録された児童が属する世帯又は特に支援が必要であると市長が認めた世帯 150円

(補則)

第14 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。